平成２５年（フ）第１９号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８、登記上の本店所在地福島県郡山市山根町５番22号
破産者　有限会社京東エネルギー
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
東京都あきる野市秋川６丁目18番地５田中ビル201号
破産者　渡邉　秀昭
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２８４号
埼玉県蓮田市大字井沼675番地19、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市岩槻区上野１丁目15番地４
破産者　泉空調株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１６号
埼玉県川口市桜町４丁目４―２―401、開始決定時の住所東京都東村山市富士見町１丁目12―２　ヴィラージュ・ヴェール七番館803
破産者　高巣　禮二
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０７５号
東京都渋谷区松濤１丁目１―３　ジョワレ松涛８Ｆ
破産者　高藤　久載
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７５号
東京都江戸川区西葛西６丁目22番18号
破産者　株式会社伊勢崎組
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３６８号
大阪市中央区上汐２丁目２番６号
破産者　株式会社三恵
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３号
福岡県田川郡福智町金田331番地
破産者　株式会社今宮組
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１４号
滋賀県長浜市榎木町291番地
破産者　長谷縮緬有限会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３４８号
大分市大字畑中709番地の２　ベル畑中302、従前の住所大分市大字鴛野876番地の１　ヴィラジオみやざき402
破産者　宮本　良晴
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
大分県臼杵市大字臼杵43番地の３　サンハイツ祇園101号室
破産者　鵜飼　澄人
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8539番地１、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方6227番地２
破産者　新原　春一
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
兵庫県加古川市平岡町一色508番地の１
破産者　松岡　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３号
愛知県大府市梶田町３丁目157番１　プラシードマンション梶田403号、開始決定時の住民票上の住所福島県伊達市霊山町下小国字山田62番地１
破産者　太田　純子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
新潟県上越市大貫2730番地９
破産者　梨本　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８０号
新潟県妙高市月岡１丁目１番22号
破産者　岡村　　昇
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８４号
長野県塩尻市大字旧塩尻529番地８
破産者　小林　建彦
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部